



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

ステップ7 発給申請について

特定原産地証明書の発給申請

▶ 発給申請できるのは「輸出者」のみ

申請情報入力の主な留意点

- ・出航日の入力は必須
- ・特定原産地証明書に印字される產品名は、原產品
判定済みの產品名称と同一であることが原則
＊ブランド名や型番等を、產品名称の後ろに括弧
書き等で付記することは可能
- ・未来日のインボイス日付の入力は不可
- ・L/C等で求められても、定められた事項以外の
文言等の証明書への記載は不可

▶ 特定原産地証明書のイメージの確認

「保存」にすればイメージプレビューで確認可能

▶ 標準処理日数：2営業日（不備等があれば無期限）

発給申請の手続き①

特定原産地証明書発給システム

ログアウト

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	6件
	判定手続中	5件	発給手続中	14件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	9件

※ 04月11日 15時04分現在の[日商 三郎]様の状況です。

企業	判定依頼中	14件	発給申請中	20件
	判定手続中	6件	発給手続中	31件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	20件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

■■■■■ メインメニュー ■■■■■

原産品判定

[原産品判定依頼書入力](#)
[原産品同意通知書入力](#)
[原産品\(誓約書\)利用状況](#)

企業情報

[企業情報の変更\(サイナーの追加・変更含む\)](#)
[有効期限の更新 \(期限30日前から手続可能\)](#)
[メール送信設定](#)

発給申請

① [発給申請書入力をクリックします](#)

[発給申請書入力](#)
[原産品同意通知書照会](#)
[引換書・受領書印刷](#)
[誓約書情報入力\(イス・ペルーのみ\)](#)

発給申請の手続き②

発給申請書一覧

各項目で絞り込み検索ができます

発給受付番号	<input type="text"/>	状態	<input type="button" value="保存"/> <input type="button" value="発給申請"/> <input type="button" value="手続中"/> <input type="button" value="保留"/> <input type="button" value="交付準備完了"/> <input type="button" value="交付済"/> <input type="button" value="否決"/>	HSコード	<input type="button" value="HSコード"/> <input type="button" value="判定番号"/> <input type="button" value="仕入書番号"/>	<input type="button" value="検索表示"/>
申請日※	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>	申請者名 (部分一致)				
証明書番号 (完全一致)	<input type="text"/>	輸入者名 (部分一致)				
協定	<input type="button" value="新規入力"/>	発給事務所	1頁表示件数 20			

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※この一覧は受付番号の大きい順に表示されます。 過去に申請した案件を見たい場合は、

「複写」ボタンで過去の案件を簡単に複写して利用できます

検索件数: 04

※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: [前] [後]

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	便名	手数料 (円)	再発 申請	修正	削除	複写	申請事務所
タイ	02830204	2011/08/26	交付準備完了	abc	aaaaaaa	3,000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京
タイ	02830204	2011/08/26	保存	bankok lin			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京
タイ	02830204	2011/08/26	手続中(承認)	bankok lin	E202	2,500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京
タイ	02830204	2011/08/26	保存	Thai corp.	日商 四郎	日商 四郎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浜松
タイ	02830204	2011/08/26	手続中(承認)	Thai corp.	日商 四郎	日商 四郎	JT-see	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浜松
タイ	02830204	2011/01/31	交付準備完了	thai	日商 三郎	日商 三郎	122111	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京
タイ	02834604	2010/06/01	手続中(承認)	ABC Co., Ltd.			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京
タイ	02834504	2010/06/01	発給申請	ABC Co., Ltd.			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京
タイ	02832504	2010/03/16	手続中	thai			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浜松
タイ	02830504	2009/12/07	手続中	Thai Inc.			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京
タイ	02830304	2009/12/03	交付済	Thai corp.	日商 四郎	日商 四郎	JT-see	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浜松
タイ	02830204	2009/12/03	手続中(承認)	Thai corp.			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東京

現在の審査状況
を確認できます

② 新規入力を
クリックします

審査が終了すると
手数料額が確認で
きます

発給申請の手続き③

発給申請書一覧
メニューに戻る

キャンセル
保存
発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中
注意事項

1. 当社／私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。

2. 当社／私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。

3. 当社／私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。

- ①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
- ②当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
- ③当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	<input type="text"/>
発給事務所	<input type="text"/>

※下記の欄のうち、①のついた欄は必須項目となり

■発給申請者

特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により
発給申請者が当該產品の判定依頼者ではない場合は、
また、発給申請に先立って、判定依頼者が判定を依頼し

③ 「協定」と「発給申請する事務所」を選択します

番号を入手してください。
いる必要があります。

発給申請の手続き④

発給申請書入力

[メニューに戻る](#)

■発給申請者

特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された产品的輸出者が行います。
発給申請者が当該商品の判定依頼者ではない場合は、予め当該商品の生産者（判定依頼者）から原産品判定番号を入手してください。
また、発給申請に先立って、判定依頼者が判定を依頼した事務所に「証明資料提出同意通知書」を提出している必要があります。

※発給申請者の情報を記入してください。

発給申請者	◎	和文氏名	日商 三郎
	◎	英文氏名	Saburo Nissho
	◎	企業登録番号	A00030367
	◎	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	◎	英文社名	Nissho Seisakujo Co,Ltd.
		和文役職:全角	部長
		英文役職:半角	General Manager
		電話番号:半角	03-9999-9999
		FAX番号:半角	03-8888-8888
		E-mail:半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp
◎	郵便番号:半角数字	〒 111 - 0000	
◎	所在地:全角	東京都千代田区丸の内1-1-1	

■輸出者のフルネーム、所在地および国名 (Exporter's Name, Address and Country)

※英文社名および住所は、証明書に印字されます。

輸出者	◎	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	◎	英文社名	Nissho Seisakujo Co,Ltd.
	◎	企業登録番号	A00030367
		電話番号:半角	03-9999-9999
		FAX番号:半角	03-8888-8888
		E-mail:半角	Jiro@nissho-seisaku.co.jp
		郵便番号	〒 111 - 0000

発給申請者と輸出者は自動入力されていますので、内容を確認してください

発給申請の手続き⑤

発給申請書入力

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等 (Importer's or Consignee's Name, Address)

※輸入者(輸入申告者)名、住所等を記入してください。

英文所在地にあらかじめ表示している国名の表記は一例です。正式国名に変更しても構いません。

英文社名および住所は、証明書に印字されます。

輸入者	<input type="radio"/>	英文社名: 半角	<input type="text" value="THAILAND"/>
	<input type="radio"/>	英文所在地: 半角 (国名入力必須) ※カンマ(,)の後には スペースを入れてください。	<input type="text"/>
	<input type="radio"/>	電話番号: 半角	<input type="text"/>
	<input type="radio"/>	FAX番号: 半角	<input type="text"/>

特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

■輸送手段 (Means of transport and route)

※出航日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

出航(予定)日は必ず記入してください。通知発給の場合のみ証明書には印字されます。

積込地、経由地(ある場合)、仕向地は必ず記入してください(右端のチェックボックスにはささないでください)。

便名(船名またはフライトナンバー)は分かる範囲で記入してください。

実際と異なる便名を記載した場合、受理されない可能性があります。

原産地証明書が通知して発給される場合には、出航日、積込地、便名は必ず記入してください。

通知して発給される場合は、欄8に"ISSUED RETROACTIVELY"と印字されます。

協定に基づき、タイに輸出される产品が関税上の特恵待遇を得るために、協定第32条の積送基準に適合していかなければなりません。

④ 輸入者の英文社名と英文住所を入力します

(英文住所は国名必須の協定が大多数)

⑤

輸送手段の入力方法は協定ごとに異なりますので画面の注意事項をよくご確認ください

証明書に
記載する

Means of Transport and route	<input type="radio"/>	出航日(予定日)	<input type="text" value="年 月 日"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	積込地: 英文	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	経由地: 英文(タイ・日本以外)	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	仕向地: 英文	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>	便名: 英文	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

⑥

出航日は必須入力です

発給申請の手続き⑥

発給申請書入力							
<p>■リインボイスの使用およびリインボイスの発行者（※該当する場合のみ）</p> <p>※インボイスが原産地証明書の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する者により発行され 第三国においてリインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームおよび所在地</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">リインボイスの発行者</td> <td>英文名称：半角</td> <td></td> </tr> <tr> <td>英文所在地：半角 (タイ・日本以外)</td> <td></td> </tr> </table>			リインボイスの発行者	英文名称：半角		英文所在地：半角 (タイ・日本以外)	
リインボイスの発行者	英文名称：半角						
	英文所在地：半角 (タイ・日本以外)						
<p>⑦ 第三国インボイスを使用する場合のみ、発行者の名称と住所（英文）を入力します</p>							
<p>■原產品名(Description of good(s))・數量(Quantity or weight)・インボイス番号(Invoice number(s))など</p> <p>產品情報入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい</p>							
<p>■荷印および荷物番号(Marks and numbers)／包装數量および包装形態(Number and kind of package)</p> <p>※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内) 入力がない場合は「N/A」が印字されます。</p> <p>※荷姿(包装數量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">產品に係る情報</td> <td>Marks and numbers (荷印・荷物番号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Number and kind of package (包装數量・形態)</td> <td></td> </tr> </table>			產品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)		Number and kind of package (包装數量・形態)	
產品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)						
	Number and kind of package (包装數量・形態)						
<p>⑧ 產品情報の入力は別画面となりますので、ボタンをクリックします</p>							

発給申請の手続き⑦

※商品ごとに、原産品判定番号、数量または重量、インボイス番号及び日付を登録する場合は、商品登録ボタンをクリックして登録を行ってください。

⑨ 「原産品一覧選択」ボタンをクリックすると現在利用できる商品の一覧が表示されますので、利用商品を選択します

第三国においてリインボイスが発行された場合、証明書にリインボイス発行者に関する情報を記入します。商品情報入力画面から発給申請書入力画面にお戻りいただき、商品情報入力ボタンの上「発行者」欄に記入してください。

原産品判定番号	原産品名	数量	単位		
原産品一覧選択 7726900904 (直接入力)	abc	100	pcs		
HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号	インボイス日付
123456	A00030367	abc		nisho-123	2012年05月30日

⑩ 原産地証明書に印字される原産品名を修正する必要がある場合、こちらで修正できます

判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名
6927813010	123456	abc

⑪ 判定番号をクリック

HSコード	原産品名	判定依頼企業名	生産者名
2901158704	123456	abc	日商製作所 株式会社
6488432904	123456	cde	日商製作所 株式会社
7726900904	123456	abc	日商製作所 株式会社
2941167604	610130		日商製作所 株式会社

⑫ 数量・単位・インボイス番号・日付を入力します(未来のインボイス日付は不可)

登録 削除 戻る

⑬ 登録ボタンをクリックすると画面下方に登録された商品が表示されますので、複数の商品を証明書に記載する場合は、登録作業を繰り返し行います。全ての登録が終了した後は、「戻る」ボタンをクリックします。



発給申請の手続き⑧

発給申請書入力

登録した產品情報を確認
してください

■原產品名(Description of good(s))・数量(Quantity or weight)・インボイス番号(Invoice number(s))など

產品情報入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい

產品情報

原產品判定番号	原產品名	數量	単位		
7726900904	abc	100	pcs		
HSコード	企業登録番号	原產地證明書に印字される原產品名	同意有効期限	インボイス番号	インボイス日付
123456	A00030367	abc		nissho-123	2012年05月30日

■荷印および荷物番号 (Marks and numbers) ／ 包装数量および包装形態 (Number and kind of package)

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)

入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以

⑭ 荷印・荷物番号／包装数量・包装形態を入力します

產品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	NS Co.,Ltd. Bangkok C/No.1
	Number and kind of package (包装数量・形態)	10 Cartons

発給申請の手続き⑨

発給申請書入力

[メニューに戻る](#)

本件に関するご担当者	<input checked="" type="radio"/>	氏名:全角	日商三郎
	<input type="radio"/>	電話番号:半角	03-9999-9999
		FAX番号:半角	03-8888-8888
		E-mail:半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp

■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。
振込納付の場合は、ご入金の確認後に交付いたします。

手数料納付方法	<input checked="" type="radio"/> 現金	交付(受取)方法	<input checked="" type="radio"/> 窓口
	<input type="radio"/> 振込		<input type="radio"/> 郵送

■現金納付における証明書受領者名(領収書の宛名)について

証明書受領者名(領収書の宛名):全角 領収書の宛名は変更できます

※領収書の発行は現金納付のみです。宛名の初期設定値は発給申請者名(社名)ですが、変更することができます。
複数の場合は、複数の内容がそのまま反映されます。なお、空欄または上様での領収書発行はできません。

■交付準備完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する	<input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail:半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp
	※メインメニューで初期値を設定できます。			

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはありません、ほかに公表されることもありません。また、経済証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日協定は3年間)、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください。Marks and numbers欄は、特にご注意ください。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

15 内容がよろしければ、「発給申請」をクリックします

次(産業調整)



発給申請の手続き⑩

発給申請書入力

発給受付番号

協定: 日タイ協定
発給受付番号: 02853004
発給事務所: 東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になりますので、必ず控えをお取りください。

新規入力 一覧照会 控え印刷 **証明書イメージ観覧(PDF)**

発給申請が完了すると受付番号
が付与され、証明書のイメージ
をご覧いただけます
(保存することでもイメージは閲覧可)

Reference No. ***** Number of page 1 / 1
1. Exporter's Name, Address and Country: Nissho Seisakujo Co., Ltd. 1-1-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: Nissho Thailand Corporation Bangkok, THAILAND
3. Means of transport and route: Port of Discharge: Bangkok Name of loading point: Tokyo Name of Vessel/Flight number: Ocean Bridge
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number: 1: abo:123456
5. Preference criterion: PS
6. Quantity or gross weight: 100 pes
7. Invoice number and date: nissho-123 May 30, 2012
8. Remarks:
9. Declaration by the exporter:
I, the undersigned, declare that:
- the above details and statement are true and accurate.
- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;
- the country of origin of the good(s) described above is Japan.
Place and Date: Tokyo, June 6, 2012
Signature: 日商 三郎
Name(printed): Saburo Nissho
Company: Nissho Seisakujo Co., Ltd.

CERTIFICATE OF ORIGIN
Issued in Japan
Sample Only

再発給申請の手続き

★「発給申請書入力」画面から交付済みの受付番号を展開してください。

発給申請書一覧

メニューに戻る

発給受付番号	申請日※	状態	由請求者名	HSコード
		交付済		
申請書番号 (完全一致)				
協定				
※申請日は西暦年月日の数字を ※この一覧は受付番号の大きい順				
新規入力		TSV形式		
検索件数： 6				
協定	受付番号	申請日		
タイ	02830304	2009/12/03		
メキシコ	02087301	2011/08/29		
インドネシア	00647905	2011/05/13		
アセアン(ベトナム)	00018391	2009/03/18		
ベトナム	00000709	2009/09/07		
ココ	00000709	2009/09/10		

① 交付済の該当案件をクリックし、発給申請書参照画面を表示します

② 「再発給」をクリックします

③ 「OK」をクリックして、再発給申請します

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	氏名	日商 三井
①	氏名	日商 三井
②	電話番号	03-9999-1234
	FAX番号	03-8888-8888
	E-mail	Saburo@nissho-seisaku.co.jp

■手数料納付・証明書の交付方法

手数料納付方法	現金	交付方法
③	<input checked="" type="radio"/>	
振込	<input type="radio"/>	

■交付準備完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	希望する	E-mail	Saburo@nissho-seisaku.co.jp
④	<input checked="" type="radio"/>		
希望しない	<input type="radio"/>		

Web ページからのメッセージ

再発給申請しますか？

OK キャンセル

一時は証明書の発給以外の目的で使用することなく、ほかに公表されることもあります。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日本ベトナム協定は3年間)、発給機関で保存されます。

力いたいたい文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ移ります)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください(产品名、Marks and numbers欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

再発給 印刷 戻る

証明書イメージ閲覧(PDF)



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

特定原産地証明書の受け取り について

特定原産地証明書の受け取り

- ▶ 手数料：基本料2,000円+加算額@500円×产品数
 - ・同じ产品を21回以上利用：加算額は50円に
- ▶ 日本商工会議所各事務所（全国21カ所）で
特定原産地証明書を交付

支払方法	受取方法	
現金	窓口	引換書+発給手数料と引き換え
振込	窓口	発給手数料は事前振込 (事前振込等連絡票を日商・国際部へFAX) 引換書と引き換え
	郵送	発給手数料は事前振込 (事前振込等連絡票を日商・国際部へFAX) 郵送料は代引

※その他、一定要件（件数または金額）を満たす場合には、「後日払い」もご利用いただけます。

引換書・受領書の印刷方法①

★状態が「交付準備完了」のみ印刷可能です。

■■■■■ メインメニュー ■■■■■

原産品判定

- [原産品判定依頼書入力](#)
- [原産品同意通知書入力](#)
- [原産品\(誓約書\)利用状況](#)

発給申請

- [発給申請書入力](#)
- [原産品同意通知書発給](#)
- 引換書・受領書印刷**
- [誓約書情報入力\(スイス・ベルーのみ\)](#)

① 「引換書・受領書印刷」を押下します

② 受け取りたい案件にチェックします

③ 必要に応じて入力します

④ ボタンを押下して引換書/受領書を印刷します

引換書・受領書印刷

協定 状態 交付準備完了 1頁表示件数 20

輸入者名

現金あるいは「振込」で受取方法が「窓口」の案件についてください。(注)交付(受取)方法が郵送の案件については、引後日」の案件については、該当案件の「受領書」を印刷のうえ、領書は、直接プリンタから印刷したもののが有効です。この

書を受け取る際は、引換書/受領書印刷ボタンをクリックする法律」第4条3項に定められた「留意すべき事項」を了承ください。

※代理者が証明書を受け取る場合は下欄にご入力ください。

代理者企業名	株式会社 日商商事ロジスティクス	代理者氏名	日本 花子	引換書/受領書印刷
--------	------------------	-------	-------	-----------

検索件数： 2

※再：再発給申請の場合にのみ表示されます。

選択	協定(留意すべき事項)	受付番号	発給申請日	事務所	輸入者名	申請者名	手数料	納入方法	受取方法	再
<input checked="" type="checkbox"/>	メキシコ	02088501	2012年06月05日	東京	Company Mexico	日商 三郎	7,000	現金	窓口	
<input checked="" type="checkbox"/>	タ	02852804	2012年06月05日	東京	Nissho Thailand Corporatio	日商 三郎	3,000	現金	窓口	



引換書・受領書の印刷方法②

<p>日タイ協定</p> <p>現金・引換書</p> <p>日本商工会議所 東京事務所 御中</p> <p>申請者名 日商製作所株式会社 日商 三郎</p> <p>特定原産地証明書引換書</p> <p>以下の発給受付番号の特定原産地証明書の引換をお願いいたします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>(合計)</th><th>1件</th><th>¥3,000</th></tr></thead><tbody><tr><td>(発給受付番号)</td><td>(金額)</td><td></td></tr><tr><td>1. No. 02852804</td><td>¥3,000</td><td></td></tr></tbody></table> <p>1/1</p>	(合計)	1件	¥3,000	(発給受付番号)	(金額)		1. No. 02852804	¥3,000		<p>日タイ協定</p> <p>事前振込・引換書</p> <p>日本商工会議所 東京事務所 御中</p> <p>申請者名 株式会社日商商事KK 日商 太郎</p> <p>特定原産地証明書引換書</p> <p>以下の発給受付番号の特定原産地証明書の引換をお願いいたします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>(合計)</th><th>1件</th><th>¥2,500</th></tr></thead><tbody><tr><td>(発給受付番号)</td><td>(金額)</td><td></td></tr><tr><td>1. No. 02858104</td><td>¥2,500</td><td></td></tr></tbody></table> <p>1/1</p>	(合計)	1件	¥2,500	(発給受付番号)	(金額)		1. No. 02858104	¥2,500	
(合計)	1件	¥3,000																	
(発給受付番号)	(金額)																		
1. No. 02852804	¥3,000																		
(合計)	1件	¥2,500																	
(発給受付番号)	(金額)																		
1. No. 02858104	¥2,500																		



事前振込等連絡票

特定原産地証明書発給

特定原産地証明書発給申請マニュアル(手引き)

※初めての方はこちらを必ずご一読ください。

動画で見る！
特定原産地証明書申請手続き

分野別情報

- 国・地域別情報
 - アセアン
 - インド
 - インドネシア
 - スイス
 - タイ
 - チリ
 - フィリピン
 - ブルネイ
 - ベトナム
 - ペルー
 - マレーシア
 - メキシコ
- 原産地証明書上のHSコードの取り扱い
- 経理関連情報
- セミナー・説明会関連情報
- システム関連情報
- 產品情報入力方法
- その他(事務連絡など)
- 問い合わせ先

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリック

↓

ログイン画面 閉じる

特定原产地証明書発給手数料の事前振込連絡票

（赤丸で囲まれた部分）

平成 年 月 日

日本商工会議所 国際部
特定原産地証明担当 行
FAX : (03) 3216-6497

発給申請者（企業名）： _____
(担当者名)： _____
電話番号： _____

特定原産地証明書発給手数料 事前振込等連絡票

特定原産地証明書の発給手数料として、下記内容にて振込みましたのでご連絡いたします。

記

振込元金融機関名 (貴社の口座がある銀行名)	銀行	日商 使用 権 (日商入金確認欄)
振込予定日	平成 年 月 日	日商担者印
振込金額	円	振込日 月 日

■ 証明書交付事務所（発給申請を行った事務所）【必須】 () 事務所

■ 証明書の郵送希望有無 * いずれかにレ点を付してください【必須】

郵送を希望する 住所 〒
 郵送を希望しない (窓口交付)

※郵送ご希望の場合、郵便料金、代金引換料、振替手数料は着払い（申請者負担）となります。

＜振込額の明細＞

* 発給受付番号、発給手数料、対象国をご記入ください。
記入欄が足りない場合には、本紙をコピーしてください。

発給受付番号（8桁）	発給手数料	対象国（いずれかに○）
	円	ブルネイ・マレーシア・印・朝・バ・イド・ア・科イ ス・リビン・ス・イ・ベ・付ム・イド・ペル・ア・カ
合計額（振込額）	円	

特定原産地証明書発給システムで申請できる協定

〈発効年月日〉

2013年10月現在

日メキシコ協定	2005年	4月	1日
日マレーシア協定	2006年	7月	13日
日チリ協定	2007年	9月	3日
日タイ協定	2007年	11月	1日
日インドネシア協定	2008年	7月	1日
日ブルネイ協定	2008年	7月	31日
日アセアン協定	2008年	12月	1日
日フィリピン協定	2008年	12月	11日
日イスラエル協定	2009年	9月	1日
日ベトナム協定	2009年	10月	1日
日インド協定	2011年	8月	1日
日ペルー協定	2012年	3月	1日

(注) 日シンガポール協定(2002年11月30日発効)は日本商工会議所ではなく、各地商工会議所が発給機関のため、上記システムの対象外

保存義務、罰則

※ 「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づく

保存義務

特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や原産品判定依頼を行った生産者は、特定原産地証明書の発給日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日アセアン協定、日ベトナム協定の場合は3年）、その特定原産地証明書に記載された產品の原産性を判断するために用いた情報や書類を保存しなければなりません。

罰則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

特定原産地証明書と非特恵原産地証明書 との違い

	特定原産地証明書	非特恵（一般）原産地証明書
利用目的	特恵関税（EPA税率）の適用	L/C要件、通関etc.
申請方式	電子申請	専用紙にタイピング
発給機関	日本商工会議所 *	各地商工会議所
原産性の確認	協定に基づく原産地規則	関税法を準用
対象国（地域）	協定の締約国	制限なし

* 「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、日本商工会議所は特定原産地証明書の発給機関として経済産業大臣より指定を受けています。



お問い合わせ先

＜特定原産地証明書に関する相談＞

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL : 03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL : 011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL : 022-265-8126
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL : 0765-52-0242
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL : 043-227-4101
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL : 03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL : 045-671-7406
○	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL : 053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL : 0543-53-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL : 0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL : 052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL : 0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL : 0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL : 059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL : 0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL : 075-212-6410
○	○	大阪事務所 (大阪商工会議所内)	TEL : 06-6944-6216
	○	神戸事務所 (神戸商工会議所内)	TEL : 078-303-5806
	○	広島事務所 (広島商工会議所内)	TEL : 082-222-6651
	○	福山事務所 (福山商工会議所内)	TEL : 084-921-2346
	○	高松事務所 (高松商工会議所内)	TEL : 087-825-3501
○	○	福岡事務所 (福岡商工会議所内)	TEL : 092-441-1114

＜EPA 関連法令に関する相談＞

経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL : 03-3501-0539
---------------------------	--------------------

【参考】動画で見る！特定原産地証明書申請手続き

日本商工会議所HP <http://www.jcci.or.jp/>



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

English 検索

政策提言活動 中小企業関連情報 会員向け事業 地域振興情報 調査・研究 國際関連情報 IT関連情報 組織概要

トップページ 全国の商工会議所一覧 がんばろう東北！

全国の商工会議所の日本の復興・再生に遇 ニュースライン

日本商ニュース 11/16(金) 病院賃貸について 11/16(金) 商工会議所CMで活用 11/16(金) 商工会議所ニュースが 11/15(木) 「中小企業の会計について」 11/15(木) 人々は「ゼロリスク」 11/15(木) 原発再稼働の現場へ

動画で見る！ 特定原产地証明書申請手続き

「特定原产地証明書」とは？ 初めて分からぬ・・・という方へ 特定原产地証明書の申請手続きを 映像で分かり易くご案内いたします。

動画で見る テキスト版(PDFファイル)で見る

URL:<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/annai/index.html>

【参考】特定原産地証明書発給申請マニュアル

日商ウェブサイトEPA特定原産地証明書発給事業
→特定原産地証明書発給申請の手引き

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所
国際部

わが国のEPA全般 | EPAに関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書

特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> |

特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サービス

特定原産地証明書発給申請の手引き

一括版ダウンロード(5MB)

※ ブラウザでは、開けない場合があります。ナウルで保存したうえで、ファイルを開いてください。

はじめに・特定原産地証明書を用いるEPA

EPA特定原産地証明書の取得に向けて

特定原産地証明書発給申請マニュアル

＝ 経済連携協定共通 ＝

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インド、インドネシア、スイス、タイ、チリ、フィリピン、
ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日

URL:<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>